

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>6</u> 年 8 月 1 日変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日変更	
業務規程		業務規程	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 <u>令和 6 年 8 月 1 日 変更</u> <u>令和 年 月 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
第 1 款 容量市場の開設 （追加オークションの実施判断） 第 3 2 条の 2 1 （略） 2 本機関は、前項の規定により策定した調達オークション需要曲線の前案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、調達オークション又はリリースオークションの実施の可否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度開始の 2 年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量 二～四 （略） 3～6 （略）	第 1 款 容量市場の運営 （追加オークションの実施判断） 第 3 2 条の 2 1 （略） 2 本機関は、前項の規定により策定した調達オークション需要曲線の前案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、調達オークション又はリリースオークションの実施の可否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度の 2 年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量 二～四 （略） 3～6 （略）
（アセスメントの実施） 第 3 2 条の 3 4 （略） 2 （略） 3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第 5 号から第 8 号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。 一 容量停止計画の調整状況の確認 実需給年度の 2 年度前に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等（「以下この号において「容量停止計画」という。）の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。 二 （略） 三 実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の 2 年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。 四～八 （略）	（アセスメントの実施） 第 3 2 条の 3 4 （略） 2 （略） 3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第 5 号から第 8 号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。 一 容量停止計画の調整状況の確認 実需給年度の 2 年前に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等（「以下この号において「容量停止計画」という。）の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。 二 （略） 三 実効性テスト結果の確認 実需給年度の 2 年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。 四～八 （略）
（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 本機関は、第 3 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。 一 （略） 二 会員の供給力等の確保状況 ア （略） イ 発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員（全国又は一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい会員に限る。）の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ （略） 三～五 （略） 2 ・ 3 （略）	（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 本機関は、第 3 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。 一 （略） 二 会員の供給力等の確保状況 ア （略） イ 発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員（全国又は一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい会員に限る。）が自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ （略） 三～五 （略） 2 ・ 3 （略）
（電源等維持運用者の決定） 第 3 9 条 （略） 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合<u>には</u>、次の各号に掲げる事項を公表する。	（電源等維持運用者の決定） 第 3 9 条 （略） 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合<u>は</u>、募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を公表する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																																																																		
一～三 （略）	一～三 （略）																																																																		
（連系線の管理） 第 1 2 4 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、別表 1 0－1 の連系線の管理を行う。 別表 1 0－1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>北海道本州間連系設備</td><td>北海道 ～ 東北</td><td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td></tr><tr><td>東北東京間連系線（※ 1）</td><td>東北 ～ 東京</td><td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td></tr><tr><td>東京中部間連系設備</td><td>東京 ～ 中部</td><td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）</td></tr><tr><td><u>中部関西間連系線</u></td><td>中部 ～ 関西</td><td>三重東近江線</td></tr><tr><td>中部北陸間連系設備（※ 2）</td><td>中部 ～ 北陸</td><td><u>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</u></td></tr><tr><td>北陸関西間連系線（※ 2）</td><td>北陸 ～ 関西</td><td>越前嶺南線</td></tr><tr><td>関西中国間連系線（※ 3）</td><td>関西 ～ 中国</td><td>西播東岡山線、山崎智頭線</td></tr><tr><td>関西四国間連系設備</td><td>関西 ～ 四国</td><td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td></tr><tr><td>中国四国間連系線</td><td>中国 ～ 四国</td><td>本四連系線</td></tr><tr><td>中国九州間連系線</td><td>中国 ～ 九州</td><td>関門連系線</td></tr></table> （※ 1）（略） （※ 2）<u>中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。</u> （※ 3）・（※ 4）（略） （作業停止計画の調整の実施） 第 1 5 6 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表 1 1－1 に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 （略） 別表 1 1－1 作業停止計画の種別	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）	<u>中部関西間連系線</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</u>	北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線	（連系線の管理） 第 1 2 4 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、別表 1 0－1 の連系線の管理を行う。 別表 1 0－1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>北海道本州間連系設備</td><td>北海道 ～ 東北</td><td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td></tr><tr><td>東北東京間連系線（※ 1）</td><td>東北 ～ 東京</td><td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td></tr><tr><td>東京中部間連系設備</td><td>東京 ～ 中部</td><td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）</td></tr><tr><td><u>中部関西間連系線（※ 2）</u></td><td>中部 ～ 関西</td><td>三重東近江線</td></tr><tr><td>中部北陸間連系設備（※ 2）</td><td>中部 ～ 北陸</td><td><u>南福光開閉所の連系設備</u></td></tr><tr><td>北陸関西間連系線（※ 2）</td><td>北陸 ～ 関西</td><td>越前嶺南線</td></tr><tr><td>関西中国間連系線（※ 3）</td><td>関西 ～ 中国</td><td>西播東岡山線、山崎智頭線</td></tr><tr><td>関西四国間連系設備</td><td>関西 ～ 四国</td><td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td></tr><tr><td>中国四国間連系線</td><td>中国 ～ 四国</td><td>本四連系線</td></tr><tr><td>中国九州間連系線</td><td>中国 ～ 九州</td><td>関門連系線</td></tr></table> （※ 1）（略） （※ 2）<u>中部関西間連系線、中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、当該連系線及び連系設備を含むループ系統（以下「中地域交流ループ」という。）内でのルート断故障時の健全ルートへの回り込み潮流を考慮した 3 つのフェンス潮流（中部フェンス潮流、北陸フェンス潮流及び関西フェンス潮流）により管理する。</u> （※ 3）・（※ 4）（略） （作業停止計画の調整の実施） 第 1 5 6 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表 1 1－1 に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 （略） 別表 1 1－1 作業停止計画の種別	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）	<u>中部関西間連系線（※ 2）</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光開閉所の連系設備</u>	北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																	
東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）																																																																	
<u>中部関西間連系線</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</u>																																																																	
北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																	
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																	
東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）																																																																	
<u>中部関西間連系線（※ 2）</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光開閉所の連系設備</u>																																																																	
北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																	

変 更 前（変更点に下線）					変 更 後（変更点に下線）						
	種 別		内 容			種 別		内 容			
	計 画 作 業 停 止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる 会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業 者たる会員、発電契約者及び特定契約者（一般送配電事業者、配電 事業者又は特定送配電事業者たる会員と再生可能エネルギー電気特 措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特 措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気 供給事業者をいう。次条において同じ。）（以下「作業停止計画 提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範 囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度） の作業停止計画			計 画 作 業 停 止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる 会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業 者たる会員、発電契約者、特定契約者（一般送配電事業者、配電事 業者又は特定送配電事業者たる会員と再生可能エネルギー電気特措 法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措 法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気 供給事業者をいう。次条において同じ。）及び託送供給契約者（以 下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画 をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌 年度・翌々年度）の作業停止計画			
		月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定 する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画				月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定 する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画			
（作業停止計画の原案の取得及び共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11－2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、<u>発電契約者又は特定契約者（以下「発電計画提出者」という。）</u>が希望した場合に限る。 一 （略） 二 発電設備等 <u>発電計画提出者</u> 三 流通設備（<u>発電計画提出者</u>の提出対象となるものに限る。） <u>発電計画提出者</u> 2 本機関は、<u>発電計画提出者</u>から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11－2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 （略）					（作業停止計画の原案の取得及び共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11－2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、<u>発電契約者、特定契約者又は託送供給契約者（以下「発電計画等提出者」という。）</u>が希望した場合に限る。 一 （略） 二 発電設備等 <u>発電計画等提出者</u> 三 流通設備（<u>発電計画等提出者</u>の提出対象となるものに限る。） <u>発電計画等提出者</u> 2 本機関は、<u>発電計画等提出者</u>から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11－2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 （略）						
別表11－2 作業停止計画調整における各期日					別表11－2 作業停止計画調整における各期日						
業務内容			種別		その他	業務内容			種別		その他
			年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）					年間及び 月間計画 の変更・ 追加	年間計画 （翌年度・翌々年度）	
発電設備等及び 広域連系系統等 の作業停止計画 の提出（※1）	原案	毎年10月末頃	毎月 1日頃	不定期 （速やかに）	発電設備等及び 広域連系系統等 の作業停止計画 の提出（※1）	原案	毎年7月末頃	毎月 1日頃	不定期 （速やかに）		
	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃			調整案	毎年10月末頃	毎月10日頃			
	最終案	毎年 2月中旬	毎月中旬			最終案	毎年 1月上旬	毎月中旬			

変 更 前（変更点に下線）						変 更 後（変更点に下線）					
	広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）			広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	
		調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）				調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	
		承認・決定計画（※２）	毎年３月１日	毎月２０日				承認・決定計画（※２）	毎年１月末頃	毎月２０日	
	作業停止計画の調整案の調整	毎年１月（必要により２月実施可）	必要に応じて実施		作業停止計画の調整案の調整		毎年１１月から１２月頃	必要に応じて実施			
	本機関による作業停止計画の承認（※３）		毎年２月下旬	毎月中旬（翌月分）	不定期（速やかに）		本機関による作業停止計画の承認（※３）		毎年１月中旬	毎月中旬（翌月分）	不定期（速やかに）
（※１）～（※３）（略）						（※１）～（※３）（略）					
（作業停止計画の調整案の提出、共有） 第１５９条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第２項の規定に準じて、 <u>発電計画提出者</u> から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）						（作業停止計画の調整案の提出、共有） 第１５９条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第２項の規定に準じて、 <u>発電計画等提出者</u> から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）					
（作業停止計画の調整案の調整） 第１６０条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、 <u>発電計画提出者</u> から、前条第３項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 ２ 前項の申出があった場合には、別表１１－２で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った <u>発電計画提出者</u> との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。						（作業停止計画の調整案の調整） 第１６０条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、 <u>発電計画等提出者</u> から、前条第３項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 ２ 前項の申出があった場合には、別表１１－２で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った <u>発電計画等提出者</u> との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。					
（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第１６１条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第１項の規定に準じて、 <u>発電計画提出者</u> から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）						（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第１６１条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第１項の規定に準じて、 <u>発電計画等提出者</u> から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）					
（作業停止計画の調整に当たっての考慮事項） 第１６３条 本機関は、第１５８条及び第１６０条に定める作業停止計画の調整に当たっては、 <u>電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。</u>						（作業停止計画の調整に当たっての考慮事項） 第１６３条 本機関は、第１５８条及び第１６０条に定める作業停止計画の調整に当たっては、 <u>次の各号に掲げる事項を考慮する。ただし、第１号から第６号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。</u>					

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）			変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）		
（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）			二 <u>公衆安全の確保</u> 二 <u>作業員の安全確保</u> 三 <u>電力設備の保全</u> 四 <u>作業停止期間中の供給信頼度</u> 五 <u>作業停止期間中の調整力</u> 六 <u>作業停止期間中の一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力</u> 七 <u>需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画</u> 八 <u>発電及び放電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</u> 九 <u>作業停止期間の短縮及び作業の効率化</u> 十 <u>電気供給事業者間の公平性の確保</u> 十一 <u>複数の連系線の同時期の停止の回避</u> 2 <u>本機関は、前項の作業停止計画の調整に当たり、発電設備等の出力の増加又は抑制によって流通設備（ただし、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合は、潮流調整の効果及び発電計画等提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電設備等を選定しなければならない。</u>		
（緊急時の対応） 第 1 7 5 条 本機関は、大規模災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表 1 5－1 により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。 2 ～ 7 （略）			（緊急時の対応） 第 1 7 5 条 本機関は、大規模災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表 1 5－1 により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。 2 ～ 7 （略）		
別表 1 5－1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織			別表 1 5－1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織		
情 勢		対 応 態 勢	情 勢		対 応 態 勢
次		警戒態勢 （発令者：事務局長）	次		警戒態勢 （発令者：事務局長）
に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき			に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき		
1. 震度 5 強の地震が発生したとき （新設）			1. 震度 5 強の地震が発生したとき		
2. 津波警報が発せられたとき			2. <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたとき</u>		
3. <u>その他 1. 及び 2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>		非常態勢 （発令者：理事長）	3. 津波警報が発せられたとき		非常災害対応本部 （本部長：理事長）
次			4. <u>その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>		
に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき			次		
1. 震度 6 弱以上の地震が発生した			に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき		
1. 震度 6 弱以上の地震が発生した			1. 震度 6 弱以上の地震が発生した		

変 更 前（変更点に下線）					変 更 後（変更点に下線）				
	とき 2. <u>東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言</u>が発せられたとき 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき				とき 2. <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発せられたとき 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき				
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （<u>発電制約量の調整結果の確認</u>） 第 2 条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>発電計画提出者間による発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。</u> 2 本機関は、<u>発電計画提出者間による発電制約量の調整結果を確認し、必要と認めるときは、当該発電計画提出者</u>に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。					附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （<u>発電等制約量の調整結果の確認</u>） 第 2 条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>発電計画等提出者間による発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量及び充電制約量（以下これらを総称して「発電等制約量」という。）</u>の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。 2 本機関は、<u>発電計画等提出者間による発電等制約量の調整結果を確認し、必要と認めるときは、当該発電計画等提出者</u>に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。				
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （<u>発電制約量の調整の不調時の対応</u>） 第 3 条 本機関は、前条第 1 項による<u>発電制約量の調整結果が不調である場合において発電制約量の再調整が必要と判断した場合は、不調となった発電計画提出者</u>に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となった旨を連絡する。 2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した<u>発電計画提出者から発電制約量の再調整の結果の報告を受ける。</u> 3 本機関は、<u>発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電設備等の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者</u>に通知する。 4 本機関は、再調整の結果及び決定した<u>発電制約量</u>を一般送配電事業者たる会員に通知する。					附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （<u>発電等制約量の調整の不調時の対応</u>） 第 3 条 本機関は、前条第 1 項による<u>発電等制約量の調整結果が不調である場合において発電等制約量の再調整が必要と判断した場合は、不調となった発電計画等提出者</u>に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となった旨を連絡する。 2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した<u>発電計画等提出者から発電等制約量の再調整の結果の報告を受ける。</u> 3 本機関は、<u>発電計画等提出者間による発電等制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電等制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電設備等の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該発電計画等提出者間の発電等制約量として決定し、発電計画等提出者</u>に通知する。 4 本機関は、再調整の結果及び決定した<u>発電等制約量</u>を一般送配電事業者たる会員に通知する。				
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （<u>発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有</u>） 第 4 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第 3 年度の<u>発電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と<u>発電計画提出者間</u>の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。					附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （<u>発電制約又は充電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有</u>） 第 4 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第 3 年度の<u>発電制約又は充電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と<u>発電計画等提出者間</u>の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。				

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第 1 条 本規定は、令和 7 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 2 4 条の改正規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は中地域交流ループ運用の開始日のいずれか遅い日から施行する。